

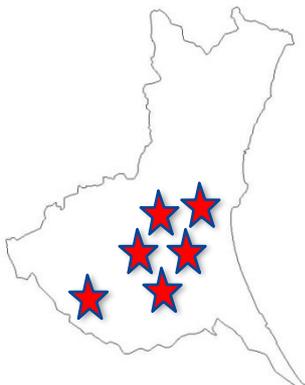
「保険金を使って雨どいの工事ができる」

火災保険が使えると勧誘する修理業者に要注意

突然、訪問した勧誘員より「雨樋が痛んでいる。今なら火災保険で修理ができる。」と勧められ、火災保険を申請させて、業者から高額な申請代や建築士代金などの金額を請求されたという相談が寄せられています。

「自己負担ゼロです」「保険申請も代行します」「自然災害と申請すれば大丈夫」など、言葉たくみに勧められたり、ポスティングのチラシや、電話での簡単なアンケートなどで勧誘する業者もあります。中にはクーリング・オフを主張しても「契約書にキャンセルできないと書いてある」などと主張し、退去しなかった例もあります。

まずは、その場では契約せず、相手の言うことが事実か、必要な工事かどうかを家族や周囲の人に相談しましょう。もし、工事を依頼する時は複数業者から見積もりを取ることも大切です。訪問販売の場合、工事が終わっていてもクーリング・オフできる場合がありますので、困った時は速やかに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。また、業者が退去しない、強引に請求してくる等の被害があれば、警察に通報しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や
局番なしの 1 8 8

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

(平日・日曜 9時から17時まで)

〇〇市(町村)消費生活センター